

令和4年5月26日

大阪市会議長

丹野 正治 様

質問主意書

大阪市議員

木下 吉信

質問主意書

令和4年5月23日付け 大財第12号で 答弁書を
受領いたしました。改訂版質問主意書にて、
咲洲地区における Xガ Y-ラ-事業と、~~戦~~中国-武漢港 との
10-ト-ミア 港 締結について、大阪市会 会議規則
第56条第1項の規定に基づき、別紙 ⑬ 項目について
再度、質問主意書を提出します。

私の質問に 直格に お答えいただく事が 市民への説明責任を
果たす事になりますので、明快なご 答弁を 賜ります様
よろしくお願い申し上げます。

~~〇「バイオ」は松井市長自らが現地に赴き、
招請活動とする~~

① 咲洲に於ける、メガソーラー事業については、
太陽光発電事業に限定した市有地・貸貸借の
条件付一般競争入札が行われ、
「大阪川岸の泉」プロジェクトが1社入札により
落札されました。
構成員は、伸和工業(株)と日光エナジー南光(株)の
連合体となっております。

入札実施要項の5ページに記載。

「申し込みに必要な書類」という項目があり、そこには

共同で申し込みされる場合は、申し込み者全員の納税証明書
の提出が明記されています。

落札されましたという事は、当然、申し込み段階において
提出されたものと思っておりますので、その写しを添付願います。

私が調べ限り、日光エナジー南光(株)は会社設立してから
日も浅く、納税証明書が提出されておらず発行されたとは
考えにくく、それにかわる書類の提出があったのであれば

その写しでも結構ですので、添付願います。

② もし、万が一、その旨の書類に不備があった場合には、入札参加資格の及ばない企業体を入札に参加させた事になり、どのような対応になるのか、教えて下さい。

③ 平成24年12月26日に締結された市有財産賃貸借契約書によりますと、契約期間は平成25年1月1日から平成45年10月31日までの約20年間と定めています。第29条には「契約解除」の項目が設けられており、解除事由が説明されています。

その②には、「乙(賃借人)が本件土地を6か月以内に第3条に定める使用目的に供しなさい」と書かれています。

第3条の定めとは「本物件を1000kW以上の太陽光発電施設の設置及び運営の用途としてのみ使用しなければならぬ」です。つまり、賃借期間開始から6か月以内(平成25年6月30日)に1000kW以上の太陽光パネルを設置し、運営しなければ契約を解除する、という契約になっています。

ところが、私が確認したところ、太陽光パネルが設置されたのは平成26年3月24日と伺いました。

明らかに、契約解除の対象となるべき事実であり、と思うのですが、どういった理由で(契約)を解除されたのか、ご説明願います。

適用しなかったのか

~~題目の本委員会の答~~

- ④ 5月20日の建設港湾委員会での、~~建設~~自民党の山本委員の質疑の中で、「平成25年10月28日に後借人である伸和工業(株)と日光エナジー南光(株)から連合体組織が合同会社への事業継承の承認依頼があったので、契約書に基づき所有財産の債権譲渡承認を行った」と答弁されました。さらに、翌平成26年7月31日には、「日光エナジー南光(株)が退社して上海電力(株)と日本(株)が新たに加入する社員変更の届出があった事から契約書に基づきこれを受領した」と答弁されました。

契約書に基づく ~~譲渡~~ 変更手続きに不備はないのか、

知れませんが、そもそも、平成25年6月30日までに太陽光10社を設置して運営する事が、契約書に明記された以上、平成25年7月1日の段階で、契約書に基づき契約解除の手続きに移行しなければならなかったのではないですか？

なせ、契約書^の第29条に明記された「契約解除」の項目を無視する形で、10月28日に債権譲渡承認が行われたのか不思議でなりません。

委員会~~答~~でも度々「契約書に基づいて…」と答弁されています。

「契約解除」の部分だけ契約書に基づかない対応をしたという印象を持ちますので、この部分の対応についての納得のいく説明を頂きますようお願いいたします。

- ⑤ 度重なる借借人の組織体の変更や、
社員の変更など、契約当事者としての同一性や
事業の継続性の観点から、上海電力日本(株)については
問題ないとは判断されたとの答弁です(答弁書A-6参照)
何と根拠に問題ないとは判断されたのでしょうか?

実際、日光エナジー南栄(株)は合同会社移行後に退社
しており、~~2014年~~最初の契約が考えれば、わずか1年7か月
で撤退している。

契約当事者としての同一性や事業の継続性の~~観点~~は、
全く担保していないなかった訳で、上海電力日本(株)が、
何と根拠に問題ないとは判断されたのか、そのエビデンスを
お示し下さい。

- ⑥ 本市財産条例では、土地の貸し付けにおける
相手方の変更は禁止していると伺っており、今回のように
短期間での度重なる変更は、明らかに禁止行為に
該当すると思うのですが、どういった理由で、この変更が
認められたのか教えてください。

⑦ もし、仮に、現在の合同会社（仲和工業株式会社と上海電力日本株式会社）から仲和工業株式会社が退社^{した} ~~された~~ ~~場合~~ 場合、上海電力日本株式会社だけが残る事になる訳ですが、この場合の対応について教えていただけませんか？つまり、当初の入札に参加した11名の会社が事業を継承する事になる訳で、~~その~~ かねてから管弁工業との契約当事者としての同一性や事業の継続性という ~~理由~~ 理由は通用しないと思うのですが、このような事態になった時にはどのような対応で臨まれるのか、教えて下さい。

⑧ ~~本件に関するお問い合わせは~~

ネット上で肉親視工業とのお問い合わせをお願いします。

本件における上海電力日本株式会社の事業参入は、WTOルールに基づくものですか？
(世界貿易機関が定める)

Q. ①

パートシップ港の締結港と未締結港の違いについては
 まともな答弁をいただけなかったのが再度お尋ねします。

武漢港に限らず、パートシップ港の締結港と未締結港
 の違いについては、具体的に示していただけていません。

特段の条件や制約を設けず、提携先としての現状に依り、
 締結した場合としない場合の違いがわかりません。

とりわけ、武漢港との締結については、「今後」で済んだ。

こんな事ができるようにあります」とか「取扱物流貨物の上限が
 これだけ増加します」等々、具体的なメリットを示していただけて
 いません。

Q. ②

今回の武漢港との締結については、12月16日に東京で

開催された「2021 中国湖北 - 日本経済貿易協力説明会」に合わせ

締結を行うという申し入れに沿ったものであるとの答弁を頂戴した。

しかし、説明会の会場で締結式を行う行為は著しく、その説明会

の後者盾として利用されたのではないかとの懸念を伺った。

その懸念材料については大阪港湾局の見解を指示下し。

Q9

~~大阪港~~のポート+シップ港締結について、

特段の条件や制約は設けていないとの答弁(A-5参照)をいただきました。

しかしながら、A-2の答弁では「内容の精査を行ったうえで…」と記述されています。

先方からの
案内提示に
対して

具体的にどのような精査が行われたのか教えてください。

大阪港湾局案を作成するにあたって、変更点などがあれば、留意点を明示願います。

Q

~~中国側から示された締結案文と中国語版と日本語版の両方を添付願います。~~

Q12

~~未確認情報ながら~~
~~部情報~~

今回のポート+シップ港締結について

中国側では、「大阪港が『一带一路構想』に参画した」と報道されているとの事です。

これらの情報を含め、中国側の受け止め方について

どのような認識をお持ちなのか、大阪港湾局としての見解をお示し下さい。

Q13

もし仮に、このような報道が行われていた場合、

大阪港湾局として、どのような対応で臨まれますか？

締結解除と視野に対応すると理解してよろしいでしょうか？